

山下太郎地域文化奨励賞実施規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人山下太郎顕彰育英会定款第56条の規定に基づき、山下太郎地域文化奨励賞の授与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(受賞候補の資格)

第2条 山下太郎地域文化奨励賞は、秋田県内において地域文化向上のため、学問、技術、教育及び芸術等の研究、並びに伝統芸能や食文化の創造、継承活動、及び地域の環境保全活動等を継続的に行い、優れた実績を上げて地域に貢献している個人及び団体（グループ）について行うものとする。

(受賞候補の推薦)

第3条 市町村長及び関係団体並びに関係機関の長は、前条に該当するものがあるとき、所定の推薦書により理事長に推薦することができる。

(応募方法)

第4条 応募申請者は、前条の規定による推薦書のほか、所定の申請書に次の書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 受賞すべきものが個人の場合にあっては履歴書、団体（グループ）である場合にあっては代表者の履歴書及び会員の名簿、事業活動の概要
- (2) 受賞すべきものの研究の概要 100字以内
- (3) 受賞すべきものの研究実績を記載した書類（業績リスト、図書等）
- (4) 今後の研究課題及び研究計画 100字以内
- (5) 前4号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(受賞者の決定)

第5条 受賞者の決定は、選考委員会による選考結果の答申を受けて、理事会において決定する。

- 2 前項に規定する選考委員は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 選考委員には、職務遂行の対価として、1日あたり5千円を超えない範囲で日当を支給することができる。
- 4 選考委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 前2項に関して必要な事項は、別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程に準じて行う。

(受賞件数及び授与)

第6条 受賞件数は3件以内とし、受賞者には1件につき表彰状及び金30万円以内の副賞を授与する。

2 前項に規定する授与は、山下太郎学術研究奨励賞・山下太郎海外派遣研究助成・山下太郎地域文化奨励賞授与式において行う。

(委 任)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

一般財団法人への移行に伴い、旧規程を一部改正(平成25年10月31日)し、新たに制定する。

附 則

改正後のこの規程は、令和元年10月1日から施行する。